山口市大内御堀字中原一二三五の一の

部

山口県知事

村 畄

嗣

政

形質変更時要届出区域

鉛及びその化合物 特定有害物質の種類 田布施都市計画道路事業の施行 (都市計画課)....

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課).....

Щ

山口県告示第七十七号

害物質によって汚染されており、

平成二十六年二月二十五日

П

しなければならない区域の指定(環境政策課)......質の変更をしようとするときの届出を特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を

○公告

〇告示

目

次

毎週火・金曜日発行

2月25日 (火曜日)

平成 26 年

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 (五五)特定非営利活動法人の設立の認証の申請 同項第一号、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成二十六年二月二十五日

覧に供します。 月七日までの間、

第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、

平成二十六年四

山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦

山口県知事 村 畄 嗣 政

申請のあった年月日

平成二十六年二月五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 セイザン下関スポー ツクラブ

代 表 者 の 氏 名 宮崎

主たる事務所の所在地

明宏

定款に記載された目的

下関市安岡町四丁目一六番一六号

Ξ

地域に根ざしたスポーツクラブを目指し、

展に関する事業を行い、 スポーツの振興及び青少年の健全育成に寄与すること。 地域社会に対してスポーツの普及及び発

(五六) 田布施都市計画道路事業の施行

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

特定有

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、

条 第 で 田布施都市計画道路事業について、 次のとおり公告します 一項の規定による告示 (平成二十六年中国地方整備局告示第十三号)があったの 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十二

平成二十六年二月二十五日

山口県知事 村 畄 嗣

政

都市計画事業の種類及び名称

田布施都市計画道路事業三・四・三 八和田定井手線

施行者の名称

山口県

平平 .	平成26年2月25日	火曜日	山	П	県	報	(定期)	第 2537 号
成成								, 四 三
平成二十六年二月二十五日発行平成二十六年二月二十五日印刷.								、内並びに大字下田布施字風呂ノ本地内熊毛郡田布施町大字波野字由免、字塩事業地の所在 山口市滝町一番一号 山野 小の所在地 一番一号
月月								ひるのである。
 ++ 55								字施在一在下町番地
台台 発印								田 人 一 布 字 号 施 波
行刷								字野風字
発発								内並びに大字下田布施字風呂ノ本地内熊毛郡田布施町大字波野字由免、字塩坪、事業地の所在山口市滝町一番一号
行行								地 字内 塩
人所								
ЩЩ								字 道 免、
口口 県 知県								字
								字寺家田、
事庁								字波
								字波野府及び字土井
								及 び 字
								土 井
-								